

(法第10条第1項関係様式)

平成23年度事業計画書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日)

特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

1. 事業活動方針

この法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、生活文化の情報発信の拠点としての宮崎キネマ館の運営を中心に、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター、みやざきNPOハウス、「綾の照葉樹林プロジェクト」事務局、フィルム・コミッション等の事業を継続して行う。また地域自治等の新たな分野への調査・研究・実践事業とし「新しい公共支援事業」に手を上げること、「ソーシャル（コミュニティ）ビジネス」のモデル事業及び普及啓発に取り組む。

当法人が指定管理者事業者である「萩の台公園」「宮崎市自然休養村センター」「宮崎市みたま園」「みやざきアートセンター」の4つの施設に関しては、各施設が有機的に連携し利用者のニーズを満たしつつ公的なサービスを市民に提供する場として位置付け、当法人のコーディネート機能を活かして市民活動団体や地域との連携を深め、地域活性化及びまちづくりの活動の一環として推進する。

本年度の方針として「東北大地震」の被害に対する支援活動を当法人としても積極的に行うこととし、行政機関、民間事業者、市民団体等と協働して行う。

2. 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業

- ・ 宮崎キネマ館多目的ホール運営事業
- ・ 宮崎市美術展開催事業受託
- ・ 多目的ホール等の貸館事業
- ・ 映像制作に関するコーディネート事業
- ・ アーティストバンク事業

イ. 市民活動に関する連絡、助言、援助を行う事業

- ・ 映像ソフトの貸出に関するコーディネート事業
- ・ みやざきNPOハウス運営事業
- ・ 市民活動情報（団体情報・催し情報など）の収集・発信
- ・ 宮崎県NPO活動支援センター補助事業

ウ. まちづくりの推進を図る活動

- ・ 「宮崎市自然休養村センター」指定管理業務受託
- ・ 「宮崎市萩の台公園」指定管理業務受託
- ・ 「宮崎市みたま園」指定管理業務受託
- ・ 「みやざきアートセンター」指定管理業務受託
- ・ 「みやざきフラワーロード・ネットワーク」の事務局代行事業
- ・ 緊急雇用対策「みやざきドゥタンク」事業
- ・ 緊急雇用対策「宮崎フィルム・コミッション」機能充実事業
- ・ 緊急雇用対策「綾町照葉樹林文化推進業務」事業

- 「みやざき国際ストリート音楽祭2011」事務局運営
- 「道守みやざき会議」事務局運営
- 「高千穂通りを愉しくする会」事務局運営

エ 環境の保全を図る活動

- 「綾の照葉樹林プロジェクト推進協議会」の事務局運営協力
- 「宮崎県地球温暖化防止活動推進センター」の運営事業
- 平成23年度二酸化炭素排出抑制対策事業
- 「みやざきマイバッグ推進連絡会」の運営

オ 国際協力の活動

- 「宮崎市バージニア・ビーチ市姉妹都市協会」の事務局

カ 情報化社会の発展を図る事業

- 市民活動支援のためのホームページ作成企画

キ 経済活動の活性化を図る事業

- ソーシャル（コミュニティ）・ビジネスの研究・啓発事業
- 地域新成長産業創出促進事業

ク 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- 地域再生ソーシャル・アントレプレナー育成事業
(社会起業家創出支援事業)
- 緊急雇用対策として失業者の雇用を推進する活動

ケ 災害救援活動

- 東北大震災からの復興のための現地への職員の派遣・ボランティアの募集と派遣及び、他活動団体のコーディネートと支援
- 口蹄疫被害者に対する支援活動のコーディネート

② 事務局コーディネート事業

ア. 宮崎国際ストリート音楽祭2011

主催 宮崎国際ストリート音楽祭実行委員会
実施日 平成23年4月29日

イ. 国際照葉樹林サミット事務局代行

主催 国際照葉樹林サミット実行委員会
実施日 平成23年5月21日～23日

ウ 第17回宮崎映画祭における事務局代行

主催 宮崎映画祭実行委員会
実施予定時期 平成23年7月2日～7月9日

- エ その他市民活動団体へのコーディネート事業
- ・ 理事会で承認された事業

③ 広報事業

ア. 情報誌の発行により広報活動を行う。

- ・ 年6回の発行を基本とする。

イ. インターネットによる広報活動を行う。

④ 当団体ホームページ、およびメールによる広報活動。